

速やかな宅地からの土砂撤去へ！！

～宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイドの公表について～

- 令和元年東日本台風をはじめ、被災地では宅地内に土砂やがれきが堆積する事例がみられたところ。こうした復旧には、多くは国土交通省で所管する「堆積土砂排除事業」を活用しています。
- 被災者の生活再建には、速やかに土砂等を撤去することが大切であるため、国土交通省が地方公共団体向けに、土砂等の排除に必要な手順とそれぞれの工夫例、知っておくべき留意事項など実務上のポイントを整理した「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド」を作成しましたので公表します。
- 併せて、地方公共団体に対し、このガイド等を活用して、被災時には迅速に土砂等の撤去を進められるよう、事務精通した職員の育成等に努められるよう通知しました。

<策定方法>

国土交通省が、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨で土砂・がれき等の撤去に携わった市町村からのヒアリングやアンケート等をもとに、従前の事例ガイドを大幅修正し作成。

○事例ガイドのポイント

1. 被災直後から土砂等の撤去作業の実施までに必要となる手順毎に、起こりうる13項目の疑問点について、対処の方法を事例をもとに解説。(第I部)
2. 被災した地方公共団体へのアンケートにより、土砂等の撤去について、平時から事前に準備しておくことや個人の宅地の土砂撤去に関しても行政が積極的に支援していくことの必要性が分かったこと。(第II部)
3. 今回の被災で国土交通省に多く寄せられた質問事項について、Q&Aの形で情報共有を図ったこと。(第II部)

<添付資料>

- ・宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

※掲載HPアドレス：http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000029.html

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 都市安全課 木村、鶴田

電話 03-5253-8111 (内線: 32352、32353)

直通 03-5253-8402 FAX 03-5253-1587

宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド

～令和元年東日本台風、平成30年7月豪雨をうけて～

令和2年3月

○はじめに	2
○令和元年東日本台風（台風19号）による被害	3
○平成30年7月豪雨による被害	4
○第Ⅰ部（事例）	
①まず、何をどうしたらよいか分からない	5
②被災状況の把握（情報収集）はどうやって行えばよいか	8
③担当部署の決定はどうやって行えばよいか	9
④民有地内の土砂排除方針の決定はどうやって行えばよいか	11
⑤土砂等の仮置き場を確保するためにはどうすればよいか	15
⑥土砂排除にあたって、省庁別の事業の住み分けをどう考えて行えばよいか	17
⑦民有地の土砂を市町村で撤去することにしたが、どのようなやり方があるか	19
⑧ボランティアとの調整はどうすればよいか	20
⑨（遠隔地の）民有地所有者から土砂撤去の理解を取り付けるにはどうすればよいか	21
⑩決定した土砂撤去方針を市民にどうやって周知すればよいか	22
⑪撤去業者を確保するためにはどうすればよいか	27
⑫交通渋滞により堆積土砂運搬に支障を来たした場合の工夫は	28
⑬国の支援制度はあるのか	30
○第Ⅱ部	
・「土砂撤去」についての市町村アンケート集計結果	44
・堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答	48

近年、全国各地で台風や地震等により大規模な災害が毎年のように発生しています。市街地においても、豪雨による土石流や洪水、河川氾濫などにより、土砂・がれきが宅地等に堆積するなどの甚大な被害が発生しています。

特に、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風(台風19号)による被害は甚大であり、今後、このような災害が多数発生することが想定されます。

こうした中で、本事例ガイドは、今後同様な災害が発生した際に、宅地等に堆積した土砂・がれきの撤去に携わる方々が、短時間で撤去のポイント等を理解し、「堆積土砂排除事業」をスムーズに活用して頂けるように、当事業を活用した市町村を対象にヒアリング調査を行い、市町村が抱く疑問について主な事例と共に解説し、まとめた資料です。

平成31年4月に、初めて、平成30年7月豪雨災害を例に事例ガイドをとりまとめたところであり、今回、令和元年東日本台風(台風19号)による被害を踏まえて、改定しました。

今回は、前回までの中国・四国地方の事例に、令和元年東日本台風(台風19号)により被災した東北・関東地方の事例を加えるとともに、被災した地方自治体から、堆積土砂排除事業の活用を検討する際に多かった質問事項について、「堆積土砂排除事業の活用に関する質疑応答」として新たにに取りまとめ、追加しました。

今後、本事例ガイドが、市街地に堆積した土砂・がれきの撤去手法に関する理解を深める一助となり、被災地の速やかな復旧に資することを期待します。

令和元年東日本台風(台風19号)による被害

令和元年東日本台風(台風19号)の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者99名、行方不明者3名、住家の全半壊等54,363棟、住家浸水37,289棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。

※消防庁「令和元年台風第19号及び前線による大雨による被害及び消防機関等の対応状況(第63報)」(令和元年12月12日 15:00現在)
※上記数値には、10月25日からの大雨による被害状況を含む

信濃川水系千曲川(長野県長野市)



阿武隈川系阿武隈川(福島県須賀川市他)



荒川水系越辺川(埼玉県東松山市他)



久慈川水系久慈川(茨城県常陸大宮市他)



平成30年7月豪雨による被害

- 平成30年7月豪雨により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、内水氾濫、土石流等が発生。
- これにより、死者224名、行方不明者8名、住家の全半壊等21,460棟、住家浸水30,439棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。^{※1}
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。^{※2}
 - ※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令
- 断水が最大263,593戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。^{※3}
 - ※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第58報)」(平成30年11月6日)
 - ※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年7月8日6時00分現在)」
 - ※3: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(平成30年10月9日17時00分現在)」

■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



■各地で土砂災害が発生



市町村が抱く疑問	解説	主な事例
<p>まず、何をどうしたらよいか分からない</p>	<p>事前に被災を想定、イメージした上で方針を決めておくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況把握(情報収集) ・担当部署 ・堆積土砂排除方針決定 ・仮置場選定・確保 ・各省庁事業の仕分け ・住民への情報提供手段 ・業者の確保 ・契約方法(協定) など <p>被災者に対して、自治体としての土砂撤去に関する基本方針を示すことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広島市の対応経緯を参照【参考1】 ➤ 広島市では災害直後(平成30年7月13日)に「民有地内の堆積土砂等の撤去について」基本方針を公表【参考2】

【参考1】平成30年7月豪雨災害における広島市対応経緯 国土交通省

主な項目	内訳別・実施時期
被害状況の把握	7月8日以降順次
堆積土砂排除の体制確立	7月11日 実施体制・人員確定
仮置場の選定(1次、2次) 【民有地土砂撤去に関する仮置場】	広島市地域防災計画に基づき、以下の場所を仮置き場として選定した。 「西部水資源再生センター事業用地」「瀬野川運動公園」「海田町事業用地」「福田消防訓練場」「中山公園」「出島東公園」「可部運動公園」「矢野南学校予定地」
仮置場の確保 【民有地土砂撤去に関する仮置場】	7月8日 「中山公園(落合四丁目40)」、「矢野南学校予定地(矢野南三丁目18)」 7月10日 「可部運動公園(可部町勝木)」 7月11日 「出島東公園(出島一丁目22)」、「瀬野川運動公園(上瀬野町)」 7月12日 「消防局福田消防訓練場(福田町)」 7月18日 「西部水資源再生センター事業用地(扇二丁目(LECT裏))」 8月2日 「海田町事業用地(海田町寿町)」
堆積土砂排除方針の策定	7月12日
被災者への対応方針の情報発信	7月13日 基本方針公表
堆積土砂排除業者、運搬業者との契約	7月13日 「5社」に緊急工事等施行依頼を行った。その後、随時、緊急工事等施行依頼を行い、最終的には46社に58工事を依頼した。
堆積土砂排除事業開始	7月16日
堆積土砂総量推計	7月18日
堆積土砂排除完了(宅地・公共施設)	宅地は概ね平成31年度3月末完了予定
堆積土砂最終処分完了	平成31年8月末の予定
仮置場の現状復旧完了	平成31年8月末の予定



